

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。

さらに、基本法に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を推進することとしています。

国土強靱化とは、これまでの数多くの災害による甚大な被害に対し、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しを避けるため、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことにより、総合的な対応を行っていくものです。

こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

光市（以下「本市」という。）においても国及び山口県（以下「県」という。）の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進し、住民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、本市の地域特性に則した取組を総合的かつ計画的に推進するため、この光市国土強靱化地域計画（以下「本地域計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針として定めるものです。

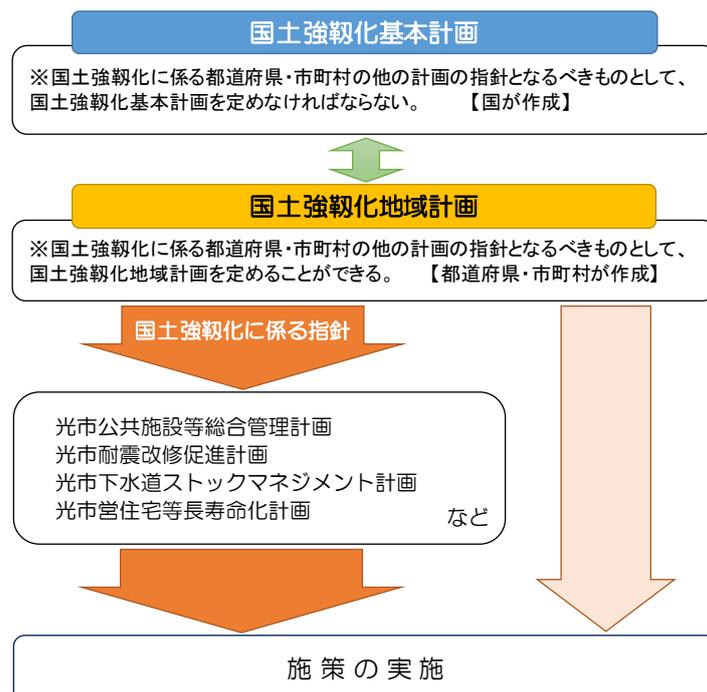


図 光市国土強靱化地域計画の位置付け

3 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)とします。

なお、概ね5年ごとに見直しを行うこととしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

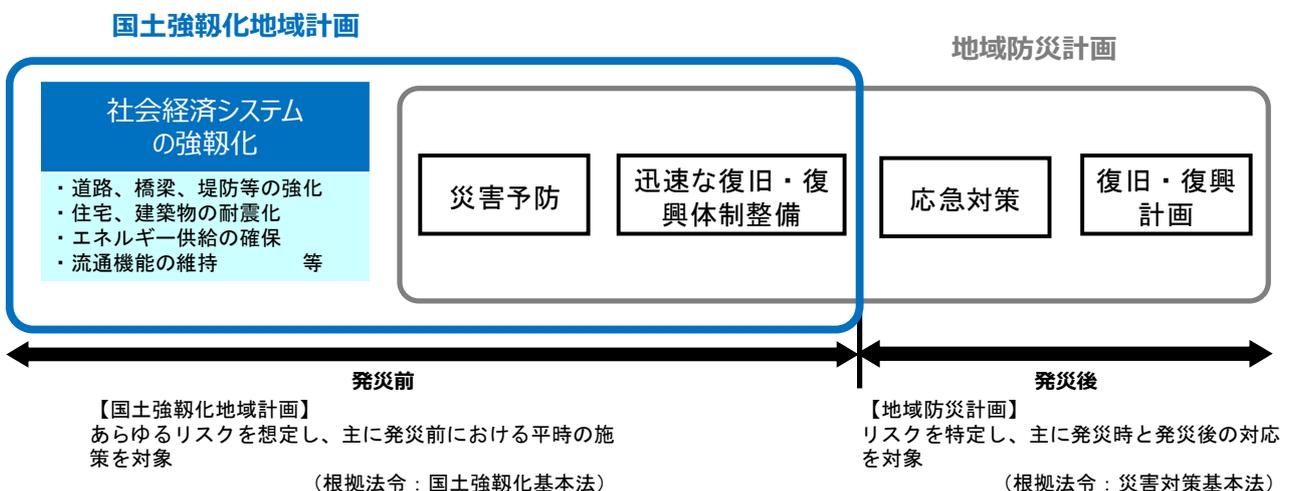
4 地域防災計画との比較

国土強靱化地域計画は、基本法に基づき、安全安心に関する分野を中心に、減災・防災等に係る施策等を広くとりまとめた、まちづくりの方向性を示す計画です。

一方、地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に係る総合的かつ計画的な推進を図るため、主に発災後の体制整備・取組について災害ごとに定めるもので、災害対策基本法により策定が義務付けられている法定計画です。

表 国土強靱化地域計画と光市地域防災計画の比較

	光市国土強靱化地域計画	光市地域防災計画
特徴	安全安心に関する分野を中心に、減災・防災等に係る施策等を広くとりまとめた、まちづくりの方向性を示す計画	災害予防等も含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画 【計画の構成】 ・基本計画編（地震、津波を除く自然災害、事故災害） ・震災対策編（地震、津波）
対象のリスク	大雨による浸水・土砂災害、台風による風水害及び高潮災害、南海トラフ地震等による地震・津波災害など、自然災害全般	・自然災害（暴風、洪水、土石流、高潮、地震、津波等） ・事故災害（大規模な火災、爆発、交通災害、産業災害等）
根拠法	国土強靱化基本法（努力義務）	災害対策基本法（法定計画）
策定主体	光市	光市防災会議



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本市においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本地域計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。

なお、基本目標は、「山口県国土強靱化地域計画」と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

国土強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検討します。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ③ 地域の経済成長にも資する取組とします。

適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進します。
- ② 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

効率的な施策の推進

- ① 効率的・効果的に強靱化を進めるため、取組を重点化します。

地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮するとともに、本市の地域の特性に応じた施策を推進します。

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性

(1) 位置及び地勢

本市は、県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、市の東側が柳井市と田布施町、北側が周南市と岩国市、西側が下松市に隣接し、東西方向は約16km、南北方向は約15km、総面積は約92km²です。

市域の北西部には島田川、北東部には田布施川が流れており、両河川を中心にまとまった平地が広がっています。両河川の上流部には良好な田園地域が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されています。



図 光市の位置図

(2) 気 象

本市は、温暖な瀬戸内式気候で、令和2年の平均気温は16.6℃（最高34.9℃、最低-1.6℃）、年間降雨量は1,776.5mmとなっています。また、過去10年間の月別平均降雨量は、6月・7月において250mm～300mm程度と他都市と比べて比較的多い状況です。

表 過去 10 年間の光市の気温、湿度、降雨量

年次	気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 量 (mm/年)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	降雨 日数	総雨量	月平均
平成 23 年	34.1	-5.4	15.8	92.2	11.7	64.9	101 日	1564.0	130.3
平成 24 年	34.4	-4.0	15.5	98.1	14.3	65.9	114 日	1533.5	127.8
平成 25 年	34.4	-2.7	16.0	98.4	18.3	75.5	100 日	1971.5	164.3
平成 26 年	34.6	-1.8	15.7	98.6	10.7	77.8	120 日	1603.0	133.6
平成 27 年	34.2	-2.1	16.0	98.7	20.6	80.2	121 日	1796.5	149.7
平成 28 年	34.5	-4.7	16.6	98.8	24.7	82.1	129 日	2295.0	191.3
平成 29 年	35.9	-1.1	16.2	99.9	9.1	73.9	103 日	1452.5	121.0
平成 30 年	35.4	-3.7	16.4	99.9	14.7	79.2	97 日	1883.0	156.9
令和元年	35.3	0.5	16.8	99.9	13.8	80.5	95 日	1262.5	105.2
令和 2 年	34.9	-1.6	16.6	99.9	19.4	81.9	104 日	1776.5	148.0

資料：光地区消防組合

降雨量 (mm/年)

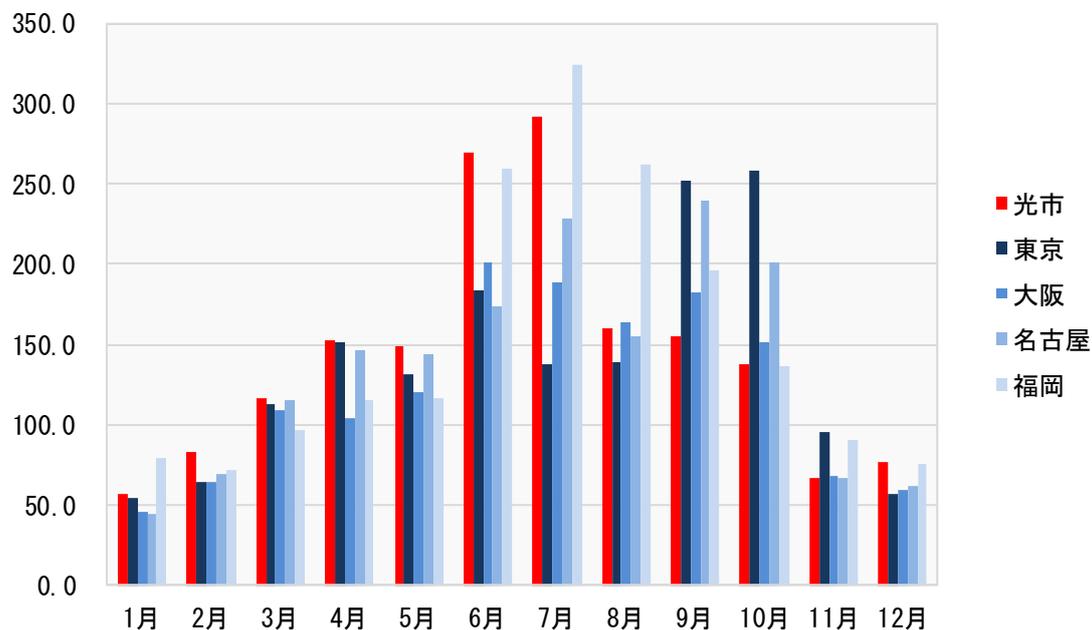


図 過去 10 年間の光市と他都市の月別平均降雨量の比較

資料：国土交通省 気象庁

(3) 人 口

令和2年における本市の総人口は49,798人で、昭和60年以降、減少傾向が続いています。年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和60年以降、減少傾向が続いており、生産年齢人口（15～64歳）においても平成2年をピークに減少傾向が続いています。その一方で、老年人口（65歳～）は増加傾向が続き、令和2年における高齢化率は36.2%となっています。

一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯当たり人員が平成2年の3.11人から令和2年には2.32人と、核家族化が進んでいます。

表 人口の推移

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口		56,410	55,408	54,680	53,971	53,004	51,369	49,798
年 齢 別 人 口	年少人口 (構成比)	10,012 (17.7%)	8,477 (15.3%)	7,854 (14.4%)	7,717 (14.3%)	7,195 (13.6%)	6,382 (12.4%)	5,712 (11.5%)
	生産年齢人口 (構成比)	38,291 (67.9%)	37,495 (67.7%)	35,962 (65.8%)	33,838 (62.7%)	30,713 (57.9%)	27,667 (53.9%)	26,047 (52.3%)
	老年人口 (構成比)	8,107 (14.4%)	9,436 (17.0%)	10,864 (19.9%)	12,416 (23.0%)	15,096 (28.5%)	17,320 (33.7%)	18,039 (36.2%)
総世帯数		18,154	19,130	19,992	20,519	20,913	20,953	21,439
世帯当たり人員		3.11	2.90	2.74	2.63	2.53	2.45	2.32

資料：国勢調査

2 対象とする自然災害

本地域計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

平成30年7月豪雨において、本市では7月5日から8日にかけての総雨量が456mmを観測し、島田川の越水により三井・周防地区を中心に浸水する等、最大時には532名の市民が避難所へ避難し、発生した被害は甚大なものでした。平成31年に公表された「想定し得る最大規模の降雨（2日間の総雨量546mm）で想定される浸水区域」では、平成30年7月豪雨で浸水した三井・周防地区に加え、浅江地区を含む市街地の多くで浸水が想定されており、人身や建物被害が生じる可能性があります。市域には、760か所の土砂災害警戒区域（うち特別警戒区域723か所）が指定されており、建物被害や集落等の孤立が生じる可能性があります。



平成 30 年 7 月豪雨の被害状況（左：三井地区、右：岩田地区）

【平成以降の主な災害事例】

発生年月	災害名	災害の概況	被害状況	
			人的被害	住家被害
平成 5 年 7 月 2 日 ～ 8 月 2 日	長雨・集中豪雨	7 月 2 日から 8 月 2 日にかけての集中豪雨や台風に伴う長雨によって、地盤が緩み、山腹の崩壊、中小河川の決壊、道路の陥没等が多数発生	死者 3 人、 軽傷 2 人	全壊 3 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 91 棟
平成 17 年 7 月 3 日	集中豪雨	旧光市の山地側、大和地区及び島田川上流部に集中豪雨が発生し、小河川の氾濫等による耕地災害が多発し、中小河川の低地にある民家への浸水被害が発生	なし	床下浸水 13 棟
平成 21 年 7 月 21 日 ～ 26 日	集中豪雨「中国・九州北部豪雨」	7 月 21 日午前 5 時から 22 日午前零時までの雨量が 268.5mm を観測し、島田川や西の河原川が越水するとともに、市内 400 箇所以上で土砂災害や農業施設等の被害が発生。また、室積六丁目等において、排水不良等による浸水被害も発生	なし	一部損壊 5 棟、床下浸水 7 棟
平成 30 年 6 月 28 日 ～ 7 月 8 日	平成 30 年 7 月豪雨	7 月 5 日から 8 日にかけて総雨量が 456mm を観測し、最大時には 532 名の方が避難所へ避難するなど、かつて経験したことのない豪雨に見舞われ、島田川流域をはじめ、市内各地で甚大な被害が発生	軽傷 2 人	全壊 2 棟、半壊 198 棟、一部損壊 71 棟、床上浸水 28 棟、床下浸水 212 棟

資料：「平成 5・6 年の災害」（発行：山口県総務部消防防災課）、「平成 17・18 年の災害」、「平成 21・22 年の災害」（発行：山口県総務部防災危機管理課）

(2) 台風による風水害及び高潮災害

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや長崎県に上陸した後北東に進んだ場合に、山口県に大きな災害が発生し、本市においても被害が発生しています。

台風が本市の西側を通過したとき、また満潮時に通過するときに、高潮高波等による被害をはじめとした大きな災害が発生する可能性が高く、また大雨による島田川を始めとした河川の越水のおそれが高い状況にあります。

【平成以降の主な災害事例】

発生年月	災害名	災害の概況	被害状況	
			人的被害	住家被害
平成3年9月27日	台風第19号	光井二丁目の海岸防波堤が約180mに渡って倒壊し、同地区の住家に浸水被害が発生	軽傷6人	半壊8棟、破損517棟、床上浸水158棟、床下浸水49棟
平成11年9月24日	台風第18号	光井一丁目及び二丁目の一部で高潮・高波の堤防越波等による浸水被害が発生	軽傷1人	一部損壊14棟、床上浸水79棟、床下浸水176棟
平成16年9月7日	台風第18号	最大瞬間風速45.2mの暴風により、市内のほぼ全域での停電をはじめ、建物や電柱などの倒壊・破損、街路樹や松林の倒木など、市内各所に大きな被害が発生	軽傷10人	半壊13棟、一部損壊520棟
平成17年9月6日	台風第14号	島田川上流で400mmを超える集中豪雨があり、島田川上流部及び満潮時の下流部で、道路の冠水や住宅の浸水被害が発生	なし	半壊7棟、床上浸水4棟、床下浸水49棟

資料：「平成3・4年の災害」、「平成11・12年の災害」、「平成15・16年の災害」（発行：山口県総務部消防防災課）、「平成17・18年の災害」（発行：山口県総務部防災危機管理課）

(3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれていますが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和4年1月1日を基準日として、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%とされており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされています。

南海トラフ地震により、市内で最大震度5強が想定されています。

また、津波災害により最高3.6mの津波水位が、浸水面積は最大で82ha（1cm以上）が想定されています。

【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位 (T.P. +m)	被害想定			
			人的被害		建物被害	
			死者	負傷者	全壊・焼失	半壊
南海トラフ巨大地震 (M9クラス)	5強	3.6m	0人	3(6※)人	205棟	334棟

※屋内収容物移動・転倒

資料：「山口県地震・津波被害想定調査報告書」

②県内活断層による地震

県内活断層のうち、市域に最も影響のある「大河内断層」による地震では、市内で最大震度6強が想定されています。建物被害で、5,052棟の全半壊（焼失含む）が、人的被害では、597人の死傷者が想定されています。

同じく「大竹断層」による地震でも、市内で最大震度6強が想定されており、建物被害で、3,185棟の全半壊（焼失含む）が、人的被害では、306人の死傷者が想定されています。

【大河内断層の地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	被害想定			
		人的被害		建物被害	
		死者	負傷者	全壊・焼失	半壊
大河内断層の地震 (冬の早朝5時、風速15m/s)	6強	60(2※)人	537(32※)人	1,320棟	3,732棟

【大竹断層（小方－小瀬断層）の地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	被害想定			
		人的被害		建物被害	
		死者	負傷者	全壊・焼失	半壊
大竹断層の地震 (冬の早朝5時、風速15m/s)	6強	21(1※)人	285(23※)人	626棟	2,559棟

※屋内収容物移動・転倒

資料：「山口県地震被害想定調査報告書」

③安芸灘～伊予灘の地震

安芸灘～伊予灘の地震では、市内で最大震度5強が想定されています。建物被害では、126棟の全半壊が、人的被害では、13人の死傷者が想定されています。

【平成以降の主な災害事例】

発生年月	災害名	災害の概況	被害状況	
			人的被害	住家被害
平成13年3月24日	芸予地震	3月24日15時27分頃に安芸灘の深さ46kmを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、最大震度5弱を記録	なし	一部損壊5棟

資料：「平成13・14年の災害」（発行：山口県総務部消防防災課）

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、本市の地域特性や災害リスクを踏まえた上で、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、最悪の事態を回避（リスクの一部低減も含む）するため、本市の強靱化に対する取組の現状把握と課題の抽出を行うものです。

また、脆弱性評価は、国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき行い、その評価結果から対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組のどこに問題があり、どのような取組が必要なのか分析・評価を行います。

その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野ごとに脆弱性評価を整理します。

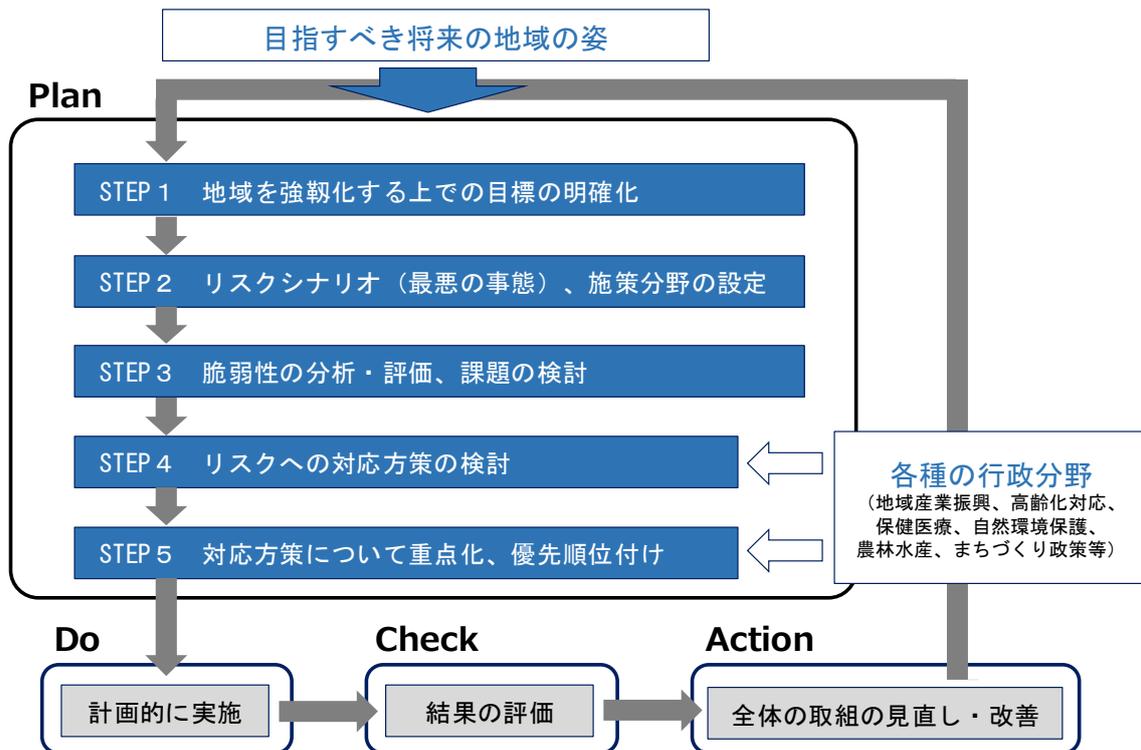


図 「国土強靱化地域計画」の策定フロー

(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念され、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態を参考に、本市の地域特性に基づき、35の起きてはならない最悪の事態を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

※起きてはならない最悪の事態を回避するためには、国・県・市が連携・協力し、一体となって取組を推進するとともに、民間事業者や市民・地域の主体的な取組が必要となります。

（２）施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策分野として、8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野	①行政機能／消防／防災教育等	②住宅・都市／環境
	③保健医療・福祉	④産業・エネルギー
	⑤情報・通信	⑥交通・物流
	⑦農林水産	⑧国土保全・土地利用
	⑨リスクコミュニケーション	⑩人材育成
	⑪官民連携	⑫老朽化対策
	横断的分野	

3 脆弱性評価の結果

主な脆弱性評価の結果を以下に示します。

また、「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果及び「施策分野」ごとの脆弱性評価の結果はそれぞれ資料編（別紙1）、（別紙2）のとおりです。

【主な脆弱性評価結果】

- 防災拠点となる公共施設等の整備が必要
- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁・堤防等）の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化、危険ため池への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える道路ネットワークの整備が必要
- 早期避難等のための的確な情報発信に努めることが必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

強靱化の取組は、国や県、関係機関と連携し、一体的に推進することが重要となります。

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け、今後必要となる対応策の方向性について施策分野ごとに取りまとめたものであり、個別の事業に関しては、それぞれの個別計画に沿って推進することとなります。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、重要業績指標（KPI）を設定しました（一覧は別表 P23）。

【個別施策分野】

① 行政機能／消防／防災教育等

○防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の強化）

- ・光市耐震改修促進計画に基づき、市庁舎などの公共施設の耐震診断や耐震補強工事等により耐震化を推進する。
- ・耐震性が不足している本庁舎における防災指令拠点機能を強化するため、安全性や機能性が高い新たな防災指令拠点施設を整備する。

（防災拠点における電力の確保）

- ・電力供給が停止した場合でも防災拠点施設等における行政機能が確保できるよう、太陽光発電等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

○地域防災機能の強化

- ・地域防災力の向上を図るため、地域の防災拠点となるコミュニティセンターの整備に努める。

○応援協定締結・拡充

- ・大規模災害の発生に備え、県等の自治体や民間事業者等と災害時の応援協定を締結しているが、引き続き各種応援協定の締結を進める。

○避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを促進する。
- ・自主的な共助による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成と活動の活性化を支援するとともに、関係者等との連携のもと、要配慮者の避難援助体制を強化する。

（避難所等の確保）

- ・災害発生時における指定緊急避難場所や指定避難所を指定しているが、今後も避難所等の確保に努める。

（学校施設の整備）

- ・避難所として使用が想定される学校施設において、トイレ洋式化やバリアフリー化、空調設備の整備などを計画的に推進する。

○消防施設の機能強化

- ・国や県の財政支援制度等を活用し、消防本部、消防署、消防団詰所等の機能強化を促進する。

○救助救出・消火活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- ・迅速的確な救出救助活動を図るため、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。
- ・各種消防用資機材の計画的な整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努める。

(消防用施設・資機材の整備)

- ・消火栓や防火水槽等の消防水利の整備を進めるとともに、これらの適切な維持管理に努めるなど、消防活動環境の整備を図る。
- ・消防団活動の核となる消防車両や装備について計画的な整備を行う。

(緊急車両への燃料供給体制)

- ・災害時は、行政の燃料備蓄のみでは限界があるため、民間事業者との協定締結等に取り組み、緊急車両の燃料を確保する。

○消防等の関係機関の連携強化

- ・消防等各救助機関は、災害現場で、より円滑な救出救助活動が実施できるよう、マニュアルの作成やオペレーションチームの設置、情報共有のための防災相互波無線の整備など、関係機関相互の連携強化を図る。

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・地域防災体制の強化を図るため、団員の処遇や装備の改善に努めるとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所の拡充を図るなど消防団員の確保に取り組む。
- ・ホームページや地域行事等を通じて消防団活動の紹介を行うなど、広く広報に努め、消防団員の安定的な確保に努めるとともに、教育・訓練を推進する。
- ・災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、計画的に救急救命士を育成するとともに、指導救命士を養成し、救急救命士の教育及び救急活動の検証体制を構築する。
- ・消防学校等における教育や関係機関との連携訓練を通じ、災害対応能力の高い消防職員・消防団員を育成する。

○業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- ・業務継続計画については、定期的に計画の見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。

○防災教育等

- ・市内小中学校において、県教育委員会の「防災教育テキスト」の活用や「危険予測学習」の実施を促進し、日時等を事前に告げない避難訓練や実際の災害に即した避難訓練のさらなる普及を図る。

② 住宅・都市／環境

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・地震による住宅の倒壊被害等から市民を守るため、光市耐震改修促進計画に基づき、国や県との連携のもと、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援するとともに、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努める。

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、県と協力し、耐震化を促進する。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・ハザードマップや災害履歴等の情報を踏まえ、都市の防災機能の向上を図るとともに、立地適正化計画に防災指針を定め、より安全性の高いエリアに都市機能や居住の誘導を図る。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・より効果的なマップの周知方法について、県と連携しながら検討を行い、市民の防災意識醸成を推進する。また、大規模盛土造成地の現地調査や安全性の把握等の実施を検討する。

(都市施設の整備)

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、計画的で効率的な公園施設の修繕等に取り組む。

○住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- ・火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、光地区消防組合火災予防条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。
- ・火災予防に関するイベントや広報を実施し、知識の普及啓発に努めるとともに、住宅防火対策として住宅用火災警報器の設置についても継続的な普及促進に努める。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

(空家等対策の推進)

- ・空家等の管理は所有者等の責任であることを基本としながら、市民の安全・安心な生活環境を保全するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、倒壊等著しく保安上危険な空家等の所有者等に対する助言や指導、勧告、命令等、適切な対応に努める。また、光市空家等対策計画を策定し、空家等の適切な管理や利活用の促進など、総合的な空家等対策を推進する。

○文化財防災対策の推進

- ・文化財建造物の耐震診断・耐震補強など、所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、各文化財の特性に応じた予防計画の策定や消防設備の整備充実を支援するとともに、防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く市民の意識の高揚を図る。
- ・無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援するとともに、映像等の記録保存を促進する。
- ・文化財保存活用地域計画策定を通じた未指定文化財の把握を促進する。
- ・県や民間団体（ヘリテージマネージャーや建築士会）等との連携を進め、災害時の予めの受援体制の一層の整備を進める。

○内水対策の促進

(雨水排水対策)

- ・近年の豪雨により発生する浸水被害の軽減・最小化を図るため、県が実施する河川改修及び河川浚渫に協力し対策を促進すると共に、中小河川に堆積する土砂の浚渫を行い流下能力回復による排水対策を推進する。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道施設の耐震化)

- ・水道事業ビジョン(実現編)に基づき、施設の健全性の確保に向け、重点的な整備を計画通りに進める。

(応急給水体制の整備)

- ・災害発生時に各職員が役割に応じた班での活動をスムーズにできるように、危機管理マニュアルの見直しを行い、水道局全体で連携して対応できるように意思疎通を図る。
- ・大規模な災害の発生時には、外部からの応援部隊との情報伝達等、正確かつ迅速な情報共有を図ることができるように整備を進める。

(下水道機能の確保)

- ・災害時にも機能を確保する下水道 BCP に基づく訓練の実施や、BCP の定期的な見直しを行う。
- ・計画的な下水道施設の改築・更新の促進のため、「光市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、事業の平準化を図りながら、老朽化対策を効果的に進める。

○有害物質対策の推進

- ・年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施することで関係者の火災予防に対する意識の高揚を図るとともに、違反の是正を推進することで建築物等の安全対策の強化に努める。

○災害廃棄物処理対策の推進

- ・大規模災害により、大量の災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物処理計画に基づき、県、他市町、関係団体、民間事業者等との連携・協力により、災害廃棄物の迅速・適正な処理体制の構築を図る。
- ・民間の廃棄物処理関連業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整える。

③ 保健医療・福祉

○社会福祉施設の耐震化

- ・高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

○要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した取組を促進する。
- ・国・県が外国人向けに提供する多言語や「やさしい日本語」での防災情報を市ホームページ等で案内するなどの情報提供や、日本語ボランティアの育成に努める。

○災害医療体制の充実

(救急医療体制の充実)

- ・光市医師会や関係医療機関などとの連携を強化し、救急医療体制の確保に努める。

○災害医療に係る人材の養成

(救急救命士の確保・養成)

- ・大規模災害時における医療救護体制を整備するため、周南地域メディカルコントロール (MC) 協議会や医療機関と連携し、処置拡大救急救命士の養成に取り組む。

④ 産業・エネルギー

○企業 BCP 策定の支援

- ・セミナー等を通じた BCP モデルの活用促進、専門家活用等による BCP 策定支援を図る。

○電力の安定供給体制の確保

(再生可能エネルギーの導入促進)

- ・新設する公共施設等に再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

⑤ 情報・通信

○多様な情報伝達手段の確保

- ・防災行政無線やメール配信サービス、防災情報電話通知サービス等を運用するとともに、新たな情報伝達手段に関する情報収集に努め、情報伝達手段の多様化、多重化を図る。
- ・公共施設における通信環境の充実に努める。

○災害時の情報伝達の強化

(情報収集・伝達の強化)

- ・ホームページの充実、新たな情報発信手段の検討など、情報分野における市民サービスの向上に努める。

(的確な情報の発信)

- ・災害発生時において、多様な情報伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関と連携し的確な情報発信に努める。
- ・迅速で的確な情報を発信するため、災害関連情報の一元的な集約、庁内における情報共有、災害対策本部の発令判断支援及びワンオペレーションでの情報発信機能を備えた総合防災情報システムを構築する。

○ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT 部門の業務継続計画に基づき点検・訓練等を実施するとともに、適宜計画の見直しを図る。

⑥ 交通・物流

○道路の防災対策の推進

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時においても道路の機能を発揮させるため、個別の施設計画に基づく老朽化対策に努める。特に、橋梁については5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、光市橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕・更新を推進する。
- ・農道の保全対策として、個別施設毎に策定した「個別施設計画」に基づき、点検・修繕・更新を推進する。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築にするため県による道路整備に協力し道路整備の促進を図るとともに、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、避難に必要となる生活道路の整備に努める。

○港湾施設・漁港施設の老朽化対策等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、県が行う耐震強化岸壁の整備や予防保全計画に基づいた老朽化対策に協力する。

(漁港施設の維持管理)

- ・市が管理する光漁港、牛島漁港については、機能保全計画に基づき、継続的な施設の維持管理を図る。

○公共交通機関の耐災害性の強化

- ・公共交通機関の耐災害性の強化のため、光市地域公共交通計画に基づき、利便性向上に資する持続可能な公共交通網の整備を推進するとともに、被災時の早期復旧、代替輸送等に向けた公共交通機関関係事業者間の連携強化支援に努める。

⑦ 農林水産

○農地防災の推進

- ・決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を特定農業用ため池に指定し、廃止や改修等に計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成や必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。

○農業生産基盤の整備

- ・集落全体で行う農道や排水路の保全管理活動など、農村環境の保全や農業基盤施設の長寿命化を図る。
- ・農業生産を担う集落営農組織等の育成や支援、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化による農地利用の高度化、効率化を推進し、優良農地の保全に努める。

○農業生産体制の強化

- ・農業の生産体制を強化するため、県や関係機関等と連携しながら、事業者の法人化に向けた支援や経営基盤の強化、認定農業者や新規就農者の確保・育成などに取り組むとともに、災害時には、県、農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。

○鳥獣被害防止対策の推進

- ・農産物の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊の活動をはじめ、サル捕獲用大型囲いわなの設置など、有害鳥獣の捕獲活動を推進する。
- ・防護柵等の設置や狩猟免許取得、箱わなの設置に対する支援などにより、地域ぐるみの被害防止及び捕獲を推進する。

⑧ 国土保全・土地利用

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備を推進する。

(津波・高潮ハザードマップの活用)

- ・津波及び高潮ハザードマップの市民への周知・活用を促進するとともに、県において浸水想定区域の見直し等が行われた場合には、その浸水想定区域に基づき、ハザードマップを更新する。

○洪水対策の推進

(河川改修等の促進)

- ・市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、県が進める二級河川の河川改修等を着実に促進するとともに、中小河川の堆積土砂の浚渫により流下能力の回復を図る。

(洪水ハザードマップの活用)

- ・頻発・激甚化する水害に備え、県が提供する河川情報等による河川の監視体制の強化や市民等へ提供する防災情報の充実を促進するとともに、洪水ハザードマップを活用し浸水の恐れのある区域の周知を図る。

(河川管理施設の老朽化対策)

- ・県が実施する修繕・更新等により老朽化対策を効率的・効果的に促進する。

○山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・近年の局地的な豪雨により、山地災害が頻発している現状を踏まえ、特に、山麓に近接した集落の安全性の向上を図るため、県と連携し、復旧や予防対策を通じて、計画的に山地防災機能等の強化を図る。

(荒廃森林の整備)

- ・木材の供給をはじめ、水質の保全や山地災害の防止などの公益的機能の発揮を図るため、森林の現状の把握に努めるとともに、林業事業者や県と連携し、荒廃森林の整備を計画的に推進する。

○土砂災害対策の促進

(土砂災害防止施設の整備)

- ・土砂災害の発生の危険性や緊急性の高い箇所について、県に協力し土砂災害防止施設等の整備を促進する。

(土砂災害ハザードマップの活用)

- ・土砂災害ハザードマップの市民への周知・活用を促進するとともに、県において土砂災害警戒区域等の見直し等が行われた場合には、その土砂災害警戒区域等に基づき、ハザードマップを更新する。

○迅速な復旧・復興に向けた取組

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- ・十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、応急仮設住宅建設候補地の選定を行っていくとともに、民間賃貸住宅や宿泊施設等の借上げに関する協定を締結するなど、住家を無くした被災者に対し迅速な住宅供給ができる体制を確保する。

【横断的分野】

⑨ リスクコミュニケーション

○地域防災力の充実強化

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- ・地域防災の要である自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。

(防災意識の醸成)

- ・各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

(防災の担い手づくり)

- ・地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。

(中山間地域振興)

- ・集落の小規模高齢化が進む中、安全・安心で住みよい生活環境を整備するため、中山間地域振興方針に基づき、地域の防災力向上を図る。

⑩ 人材育成

○迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- ・将来的な建設産業の持続可能性を高めるため、特に若い世代に狙いを絞り、地元教育機関や企業等と連携して、学生の地元定着を支援するなど、若年者の確保・育成に重点的に取り組んでいく。

○人材の育成・確保

- ・防災士資格取得の補助等を通じて、自主防災組織内でリーダー的役割を果たせる人材の育成に努める。

⑪ 官民連携

○被災地支援活動に対する支援体制整備

- ・光市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する。

○応援協定の締結・拡充

- ・迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

⑫ 老朽化対策

○公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- ・光市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- ・高度経済成長期以降に集中的に整備された公共土木施設等が、今後一斉に老朽化することを踏まえ、中長期的なコストの削減を図りつつ、維持管理・更新等を実施する。
- ・都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進にあたっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。

(市営住宅等の老朽化対策の推進)

- ・光市営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な住宅の建替えや用途廃止を進めるなどストック水

準の適正化を図るとともに、長期的な活用を目的とした改修や改善等を図る。

また、バリアフリー化や住宅用火災報知器の更新など、高齢者や障害のある人をはじめ誰もが安心して暮らせる環境整備に努める。

(学校施設の老朽化対策の推進)

- ・光市学校施設長寿命化計画に基づき、維持管理等のトータルコスト縮減及び予算の平準化を実現しつつ、計画的な施設の点検・修繕等による予防保全型の管理への転換を図る。

また、災害や緊急時には地域の避難場所となる防災の拠点としての役割を踏まえ、屋内運動場等のトイレ洋式化やバリアフリー化を図る。

(別表) 重要業績評価指標 (KPI) 一覧

(1) 行政機能／消防／防災教育等

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	防災指令拠点施設整備	未整備 (R2)	整備済 (R5)
2	災害時応援協定締結数	49 件 (R3)	60 件以上 (R8)
3	光市立小中学校屋内運動場多目的トイレ整備率	18.75% (R2)	80% (R8)
4	消防団員数	514 人 (R3)	530 人 (R8)

(2) 住宅・都市／環境

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	管理不適切な空家等の改善率	63.8% (R2)	63.8% (R8)
2	水道管路の耐震化率	39.1% (R2)	42.6% (R8)

(5) 情報・通信

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	情報発信サービスの登録件数	3,645 件 (R3)	5,000 件 (R8)

(6) 交通・物流

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	市内橋梁の定期点検の実施 (全 208 橋)	0 橋 (R1)	208 橋 (R5)

(7) 農林水産

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	防災重点農業用ため池対策箇所数	4 箇所 (R3)	9 箇所 (R8)
2	中山間地域等直接支払交付金の取組面積	中山間 : 31ha (R2)	中山間 : 31ha (R8)
3	多面的機能支払交付金の取組面積	多面 : 238ha (R2)	多面 : 238ha (R8)
4	新規就農者数 (累計)	17 人 (R2)	25 人 (R8)
5	認定農業者数	15 人 (R2)	21 人 (R8)
6	鳥獣による農業被害額 (年度)	9,386 千円 (R2)	7,700 千円 (R8)

(8) 国土保全・土地利用

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	高潮ハザードマップの更新	作成済 (R2)	更新 (R4)

(9) リスクコミュニケーション

No.	重要業績指標 (KPI)	現状値 (時点年度)	目標値 (目標年度)
1	自主防災組織率 (加入世帯の割合)	92.6% (R2)	97% (R8)

2 取組の重点化

本市の国土強靱化を効率的・効果的に進めるため、計画期間（令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)）において取組の重点化を図る必要があります。

このため、本市が直面するリスクや地域特性等を踏まえ、影響度・優先度・緊急度を考慮して、市・関係機関等が一体となって重点的に推進します。

重点化を図るべき取組

○防災指令拠点施設の整備

防災指令拠点である本庁舎は、耐震性の不足をはじめ、発災時の初動確保やライフライン遮断時ににおける災害対応活動を継続する上で、様々な課題を有している。

こうした中、本庁舎における防災指令拠点機能の強化を図るため、地震をはじめ、本市特有の風水害等あらゆる災害に的確に対応できる防災指令拠点施設を整備するとともに、避難情報の発令判断支援等の機能を備えた総合防災情報システムの構築を進める。

○地域の防災機能強化

地域の防災拠点となるコミュニティセンターは、避難所機能のほか、自主防災活動をはじめとする、多様な活動を通じて、人が「集まり」、「学び」、「絆を深め」、地域コミュニティの強化を図ることのできるハード、ソフト両面での重要な役割を担うものである。

その中でも、老朽化の進行とともに、平成30年7月豪雨災害により施設に直接浸水被害を受けた三島コミュニティセンターについては、地域の方々をはじめ市民の安全・安心を確保するため、新たな施設の整備事業を進める。

○ため池の防災対策

農業用ため池のうち、大規模な地震や豪雨等により堤体が決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定している。

これらのうち、今後も、営農を継続する老朽化したため池については改修工事を実施し、今後、利用が見込まれないため池については廃止するなど、地域の実情を踏まえ、集中的かつ計画的に農村地域の防災・減災に向けた取組を推進する。

○河川・水路の対策

本市の主要な河川である二級河川島田川流域は、豪雨時には浸水等の洪水被害が懸念されており、県による改修に協力し対策を促進する。

普通河川等の中小河川・水路については、緊急的かつ計画的に堆積土砂の浚渫を行い流下能力の回復による洪水被害の防止に向けた取組を推進する。

第5章 計画の着実な推進

本地域計画は、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針となるものであることから、それぞれの個別計画において、第3次光市総合計画に基づき、施策の優先度を考慮するとともに、国の補助金や交付金等を効果的に活用しながら具体の事業を進め、その進捗管理を行うことで、本地域計画の推進を図ります。

また、計画の目標を達成するためには、国・県・市はもとより、民間事業者、市民などが自然災害に対する危機意識を共有し、それぞれの役割を主体的に果たすとともに、相互に連携して取り組むことが重要となります。